

邑楽町原油価格・物価高騰対策中小企業者等応援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中、原油価格や物価の高騰による町内の事業者への影響を緩和することで、事業の継続を支援し、地域の活性化を図るため中小企業者等応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、邑楽町補助金等に関する規則（昭和53年邑楽町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の対象者)

第2条 給付金の対象となる事業者（以下「給付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、次項に定める要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する法人

- ア 町内に主たる店舗、事業所又は工場等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 町内に主たる店舗、事業所又は工場等を有する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人に該当する中小企業者

(2) 次のいずれかに該当する個人事業主

- ア 要綱の公布日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者で、税条例第36条の2及び第36条の3の規定に基づき本町に令和4年度課税分の営業収入に係る町民税の申告をしているもの（開業後間もない者で営業収入に係る町民税の申告ができないもの及び税条例第24条第2項の規定により非課税の個人事業主を含む。）
- イ 要綱の公布日において、町外に在住している者で、本町内に店舗、事業所又は工場等を有し、若しくは賃借し事業を営んでいるもののうち、住民税に係る営業収入の申告をしているもの（開業後間もない者で営業収入に係る町民税の申告ができないもの及び税条例第24条第2項の規定により非課税の個人事業主を含む。）

2 給付対象事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 今後も事業を継続する意思があること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

(3) 邑楽町暴力団排除条例（平成24年邑楽町条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（給付金の額等）

第3条 給付金の額は、1 給付対象事業者当たり5万円とし、予算の範囲内で給付する。

2 給付金の給付は、給付対象事業者ごとに1回までとする。

（給付金の申請）

第4条 給付対象事業者は、規則第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、邑楽町原油価格・物価高騰対策中小企業者等応援給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に別表に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 給付金の申請期限は、令和4年12月28日までとする。

（給付金の交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があったときは、当該申請に係る内容を速やかに審査し、申請が適正と認められるときは給付金の給付を決定し規則第6条の書類に代えて邑楽町原油価格・物価高騰対策中小企業者等応援給付金給付決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、不相当と認められるときは邑楽町原油価格・物価高騰対策中小企業者等応援給付金不給付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金の給付を決定したときは、規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、速やかに当該給付金を申請者に給付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第6条 前条の規定により決定通知書を受けた申請者（以下「給付決定事業

者」という。)は、給付金の給付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の取消)

第7条 町長は、給付決定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、給付決定を取り消すことができる。この場合において、町長は、邑楽町原油価格・物価高騰対策中小企業者等応援給付金給付取消通知(別記様式第4号)により当該給付決定事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他社会通念上著しく不適切な行為を行った場合

(給付金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により給付金の給付を取り消した場合において、既に給付金が給付されているときは、その返還を求めることができる。ただし、給付決定事業者が死亡又は災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるときは、これを免除することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

給付対象事業者	提出書類等
法人の場合	(1) 履歴事項全部証明書の写し (2) 法人名義の振込先口座の通帳の写し

	(3) その他町長が必要と認める書類
個人事業主の場合	<p>(1) 令和3年分の確定申告書第一表の控え（収受日付印が押されていること。）</p> <p>(2) 事業者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(3) 事業者本人の運転免許証、パスポート、個人番号カード（表面のみ）、住民基本台帳カード又は各種健康保険証のいずれかの写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
開業後間もない等個人事業主の場合	<p>(1) 個人事業の開業届出書（受付印のあるもの）</p> <p>(2) 事業者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(3) 事業者本人の運転免許証、パスポート、個人番号カード（表面のみ）、住民基本台帳カード又は各種健康保険証のいずれかの写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>